

## 第2章 南国市の概況と第3期の評価(サービス利用状況)

### 1 障害者等の状況

#### ① 身体障害児・者年度別推移

下表は身体障害者手帳所持者の年度推移で、南国市での身体障害児・者は微増傾向にあり、全体の8割以上が肢体不自由者、内部障害者となっています。

平成25年度における18歳未満の身体障害児は35人、65歳以上の高齢の身体障害者は2,037人です。

[ 各年度末現在 単位:人 ]

障害別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
視覚障害	144	142	144	150	146	146
聴覚平衡 機能障害	155	157	153	152	149	152
音声・言語 そしゃく 機能障害	31	32	31	32	34	34
肢体不自由	1,445	1,433	1,453	1,488	1,444	1,451
内部障害	842	893	936	973	917	954
総数	2,617	2,657	2,717	2,795	2,690	2,737

#### ② 知的障害児・者年度別推移

下表は療育手帳所持者の年度推移で、知的障害児・者は年々増加傾向にあります。

平成25年度における18歳未満の知的障害児は61人、65歳以上の高齢の知的障害者は33人です。

[ 各年度末現在 単位:人 ]

障害別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
A1	68	72	75	72	75	78
A2	70	66	66	65	66	67
B1	97	96	95	98	101	102
B2	84	92	100	110	112	112
総数	319	326	336	345	354	359

### ③ 精神障害者年度別推移

下表は精神保健福祉手帳所持者と自立支援医療受給者証交付数の年度推移です。手帳所持者・医療受給者証交付数ともに増加傾向にあります。

平成 25 年度における 18 歳未満の手帳所持者は 1 人、65 歳以上の高齢者は手帳所持者 44 人です。

[ 各年度末現在 単位:人 ]

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
保健福祉手帳所持者数	153	176	187	188	206
自立支援医療(精神通院)受給者証交付数	454	426	508	541	552

### ④ 難病患者(特定疾患)年度別推移

下表は特定疾患医療受給者証の交付者数の年度推移です。交付者数は増加傾向にあります。

平成 27 年 1 月 1 日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、医療費助成対象疾病(指定難病)が 110 疾患に拡大しています。また、平成 27 年夏頃には対象疾病が約 300 疾病になる予定です。

[各年度末現在 単位:人 ]

疾患名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
パーキンソン病	326	333	337	370	369
潰瘍性大腸炎					
強皮症・皮膚筋炎、及び多発性筋炎					
全身性エリテマトーデス					
脊髄性脳変性症					
クローン病					
網膜色素変性症					
後縦靭帯骨化症					
サルコイドーシス					
ベーチェット病					
その他					

### ⑤ 小児慢性特定疾患患者年度別推移

下表は小児慢性特定疾患医療受給者証の交付者数の年度推移です。交付者数は減少傾向にあります。

平成 27 年 1 月から「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、小児慢性特定疾病として 14 疾患群(704 疾病)に拡大しています。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小児慢性特定疾患医療受給者数	63	56	53	49	48

## 2 第3期計画の評価

### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日現在の施設入所者数は80人です。第3期計画では平成26年度末までに施設を退所して自宅またはグループホーム(GH)へ地域移行する人数を24人としていましたが、平成26年12月31日現在では21人となっています。

また、施設入所者数そのものの削減では第3期計画では14人と見込んでいましたが、平成26年12月31日現在で5人となっており、施設入所者数は75人となっております。

項目	数値	備考
施設入所者数	80人	平成17年10月1日の施設入所者数
目標値①18年度～26年度末までの移行者数	24人	上記施設入所者のうち、平成18年度から26年度末までにGH・CH等へ地域移行する人の数
	30%	
平成26年12月31日までの移行実績	21人	上記施設入所者のうち、平成18年度から26年12月31日までに地域移行した人の数
	26.2%	
目標値②施設入所者の削減見込	14人	平成26年度末段階での施設入所者の削減見込数
	17.5%	
平成26年12月31日までの削減実績	5人	平成26年12月31日までの施設入所者の削減実績
	6.3%	
平成26年度施設入所者数	75人	平成26年12月31日の施設入所者数

### ② 福祉施設から一般就労への移行

第3期計画では平成26年度において1年間に福祉施設から一般就労への移行者を4人としていました。就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)のサービス利用者が毎年数人ですが、一般就労へと結びついています。

項目	数値	備考
目標数値	4人	平成26年度において、施設を退所し、一般就労に移行する人の数
平成24年度実績	2人	平成24年度において福祉就労から一般就労した人の実績
平成25年度実績	3人	平成25年度において福祉就労から一般就労した人の実績
平成26年度実績	5人	平成26年12月31日までの福祉就労から一般就労した人の実績

### ③ 第3期計画途中に取り組んだこと

24年度には事業所の障害者の法定雇用率の率がかわったことから、南国市商工会理事会へ障害者が一般就労するにあたり事業所側が受けられる制度の説明を行っています。

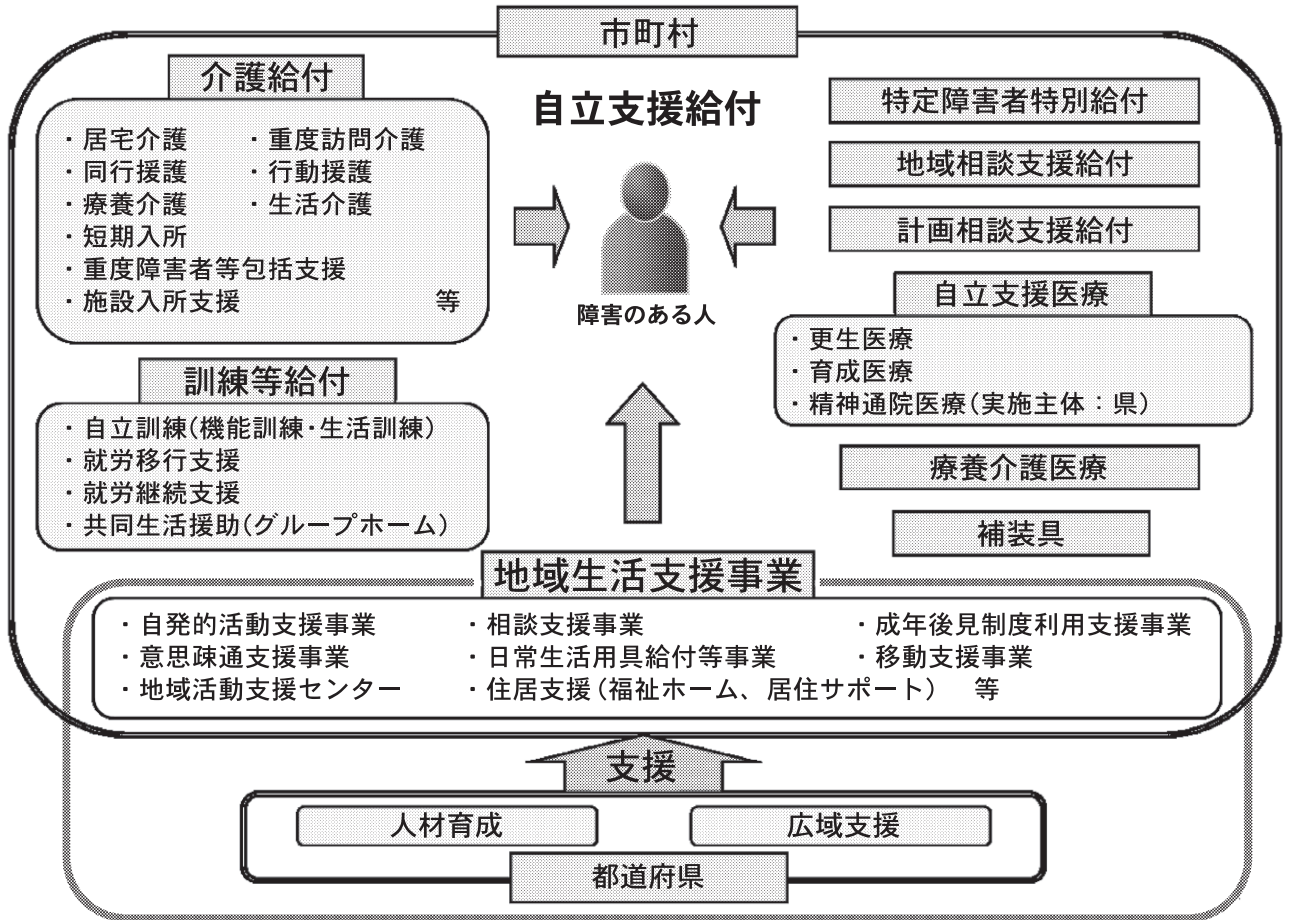
25年度には重症心身障害児者の居場所作り(新規事業所開設・既存施設の定員増・介護保険施設等の基準該当)についての協議・意見集約をしています。

### 3 障害福祉サービスの利用状況

#### ① 障害福祉サービスの内容

	事業名	内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代読、代筆含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	療養介護	医療を必要とする人であって、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型:雇用型・ B型:非雇用型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
計画相談	サービス利用支援	障害のある人の心身の状況や生活環境等を勘案し、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行います。
地域相談支援	地域移行支援	施設や精神科病院等からの退所・退院を希望する人の意向、適正、障害の特性、環境や日常生活全般の状況を考慮して地域移行支援計画を作成、面接や同行による支援を行います。
	地域定着支援	24時間の連絡体制を確保し、地域移行をされた人が障害の特性に起因して緊急の事態が生じた場合に、利用者宅へ訪問するなどにより支援を行います。

# 福祉サービス等の体系図



## ② 障害福祉サービスの支給決定件数

障害支援区分は1が軽度で順に重くなり6が最重度です。

[平成 26 年 11 月末現在 単位:件]

サービス種類		障害支援区分								総計
		児童	1	2	3	4	5	6	無し	
訪問系	居宅介護	3	5	10	9	7	2	12		48
	重度訪問介護									
	行動援護									
	同行援護				2	2	1			5
	重度障害者等包括支援									
日中活動系	生活介護			2	18	34	16	53		123
	自立訓練(機能訓練)		1							1
	自立訓練(生活訓練)			1	1				3	5
	就労移行支援								4	4
	就労継続支援(A型)			1	1				20	22
	就労継続支援(B型)		6	21	15	6		3	50	101
短期入所	10	2	6	11	14	5	16		64	
療養介護							15		15	
共同生活援助(GH)		5	17	11	7	2	2	11	55	
宿泊型自立訓練								2	2	
施設入所支援		1		8	19	10	38		76	
計画相談支援	1	8	24	34	23	7	34	65	196	
地域移行支援		1							1	
計	14	29	82	110	112	43	173	155	718	

※児童については、障害福祉サービスで支給決定を受けている人数を記載しています。障害児通所サービス該当者は 23 ページに記載しています。

### ③ 障害福祉サービスの利用状況

下表は障害福祉サービスの年度別10月時点の見込量と利用実績です。

上段:見込量 下段:実績 実績の( )は利用実人数

サービスの種類	単位	年度	24年度	25年度	26年度
		利用月	10月	10月	10月
訪問系サービス	時間/月	見込量	874 (43)	886 (46)	958 (50)
		実績(人)	1097 (39)	932(41)	790(45)
訪問系サービス (同行援護)	時間/月	見込量	50 (6)	50 (6)	50 (6)
		実績(人)	24 (1)	24(1)	33(2)
生活介護	人日/月	見込量	2230 (113)	2345(119)	2382(121)
		実績(人)	2297(109)	2464(121)	2454(118)
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	見込量	0 (0)	20 (1)	0 (0)
		実績(人)	34 (2)	20(1)	23(1)
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	見込量	40 (2)	80 (4)	120 (6)
		実績(人)	203 (9)	203(10)	67(3)
就労移行支援	人日/月	見込量	115 (6)	110 (6)	130 (7)
		実績(人)	161 (9)	98(5)	84(4)
就労継続支援 A型	人日/月	見込量	400 (20)	440 (22)	480 (24)
		実績(人)	419 (21)	389(19)	441(21)
就労継続支援 B型	人日/月	見込量	1800 (97)	1950(104)	2090(111)
		実績(人)	1573 (84)	1745(90)	1900(96)
療養介護	人/月	見込量	17	17	17
		実績	15	15	15
短期入所	人日/月	見込量	104 (17)	104 (17)	116 (18)
		実績(人)	155 (14)	144(19)	130(22)
共同生活援助 <sup>(GH)</sup> 共同生活介護 <sup>(CH)</sup>	人/月	見込量	48	53	67
		実績	45	45	49
施設入所支援	人/月	見込量	72	71	68
		実績	75	74	76
計画相談支援	人/月	見込量	35	51	69
		実績	0	10	31
地域移行支援	人/月	見込量	6	5	7
		実績	0	0	1
地域定着支援	人/月	見込量	3	10	11
		実績	0	0	0



#### ④ 障害福祉サービスの問題点と課題

##### ● 訪問系サービス

訪問系サービスは新規受給者が増えつつあります。サービス提供事業所は近隣市町村も含めてたくさんありますが、精神障害者を対象としたサービスを提供するノウハウ・事業所が少ないことが課題となっております。

##### ● 生活介護・自立訓練(生活訓練・機能訓練)

いずれも第3期計画で見込みより増加しています。自立訓練は事業所が新設されたことによる増加と分析しています。

生活介護は重度の障害者の在宅生活を支えるのに必要ですので、今後利用意向が高まっていく可能性があります。

##### ● 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型

第3期計画で見込んでいたほど就労移行支援、就労継続支援A型・B型の実績が計画見込量に達していません。

近年は養護学校卒業生に加え各種専門学校卒業生の就労系サービスへの利用意向が見受けられます。

##### ● 療養介護

平成 24 年から県からの権限移譲により市で支給決定を行っています。3年間人数の増減はありません。

##### ● 短期入所

短期入所は、見込量に対し実績が上回っています。家庭での介護者支援を考えると、事業所が少ないのが実情です。

##### ● 共同生活介護・共同生活援助・施設入所支援

平成 26 年度の法改正により共同生活介護(CH)が共同生活援助(GH)へ一元化されました。市内に共同生活援助が開設されたことにより利用者数が増加しています。

施設入所者については、地域生活への移行をすすめていることから、年々減少すると見込んでいましたが、入所希望は潜在的に高く実績としては減っていません。

可能な限り地域移行・地域定着はすすめていきます。

##### ● 計画相談支援

第3期計画期間中に全てのサービス利用者に対して計画相談の導入を目指していましたが、平成 26 年 12 月末時点で約6割(障害者 59%、障害児 71%)しか導入できていません。

その要因としては、指定事業所数及び相談支援専門員の絶対数の不足、1件の計画相談にかかる労力に対して報酬単価が見合っておらず新規事業所が参入しないこと、利用者・教育関係者・サービス事業所への制度の周知不足により相談支援専門員が毎回制度の説明をしなければならず手間がかかる事などが考えられます。

平成 27 年度より障害福祉サービスをうける利用者すべてにサービス等利用計画が必須となります。